

青森県報

第七百三十三号

令和五年
十二月二十二日
(金曜日)

目次

告 示

○青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………(青少年・男女共同) 参画課 …… 一

○土地収用法による収用又は使用の手續の開始……………(監理課) …… 一

○道路の区域の変更……………(道路課) …… 二

公 告

○県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農村整備課) …… 二
○右 同……………(同) …… 三

出先機関

○土地改良区の役員の就任……………(三八地域) …… 三

○右 同……………(上北地域) …… 三

公安委員会

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計課) …… 四

告 示

青森県告示第七百五十二号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和五年十二月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二三四六	書籍	カレシがいるのに ISBN九七八―四―二五三― 三〇八八六一―	株式会社秋田書店	第十二条第一項第一号
二三四七		特ダネTABOO! ISBN九七八―四―八九二― 一七一二―〇	株式会社インテルフィン	
二三四八		芸能美女封印激ヤバハプニング ISBN九七八―四―八六七― 一九二二―八	株式会社プレインハウス	
二三四九		COMICお涼 ISBN九七八―四―八二二― 一六九二三―八	株式会社ぶんか社	
二三五〇		心にしまっておけない ISBN九七八―四―八二二― 一五六九〇―〇	株式会社ぶんか社	

青森県告示第七百五十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定による収用又は使用の手續開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により次のとおり告示する。

令和五年十二月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 収用又は使用の手続の開始

1 起業者の名称

青森県

2 収用又は使用の手続の開始に係る事業の種類

県道八戸環状線改築工事（青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢地内から同市大字尻内町字前谷地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事

3 収用又は使用の手続の開始をする土地

イ 収用の手続を開始する土地

青森県八戸市大字尻内町字堤下、字松森、字直田及び字前谷地地内
ロ 使用の手続を開始する土地
青森県八戸市大字尻内町字堤下、字松森及び字前谷地地内

二 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所

八戸市庁

青森県告示第七百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年一月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
					前	後			
県道			泊陸奥横浜停車場線	上北郡横浜町字太郎須田二の一から上北郡横浜町字太郎須田二の三まで	八・九〇メートルから九・六五メートルまで	九・六五メートルまで	六九・三七メートル		
					五・一六メートルから五・三四メートルまで	七八・七〇メートル			
					八・九〇メートルから九・六五メートルまで	六九・三七メートル			

公 告

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、赤石地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（区画整理）（農業用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起

算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和五年十二月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年十二月二十五日から令和六年一月二十六日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、赤川地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（区画整理））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和五年十二月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年十二月二十五日から令和六年一月二十六日まで

三 縦覧の場所

東北町役場

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、虻川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年十二月二十二日

三八地域県民局長 菅 孝

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理事	大久保恵美子	三戸郡五戸町大字切谷内字切谷内大森 二二二	令和五・四・三

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、天間林土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年十二月二十二日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
監事	神山 俊男	上北郡七戸町字家ノ裏二四の一	令和五・二・三

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年十二月二十二日

青森県警察本部長 磯 丈 男

- 物品等の名称及び数量
マイクロソフトポリウムライセンス賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 契約の方法
一般競争入札
- 落札者を決定した日
令和五年十二月一日
- 落札者の名称及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目四の一
- 落札金額
八百二十二万六千九百円
- 落札者を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 入札の公告を行った日
令和五年十月二十日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭